

令和5年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和5年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開 催 日 令和5年10月20日（金）

場 所 埼佛会館 多目的ホール

出 席 者（9名）（敬称略）

新井 一徳	藤井 健志	城川 雅士
松尾 創	堀口 秀暁	重川 純子
中野 晃	小寺 智子	増井 千恵子

事 務 局	渡邊	学事課長
	中村	学事課副課長
	浅井	高等学校担当主幹
	西野	幼稚園担当主幹
	相澤	専修各種学校担当主幹
	最上	高等学校担当主査
	岩崎	幼稚園担当主査
	関根	専修各種学校担当主査
	松本	高等学校担当主事
	小池	幼稚園担当主任
	野口	専修各種学校担当主事

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、堀口秀暁委員、小寺智子委員を指名した。

3 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和5年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛9 否0
令和5年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛9 否0
令和5年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛9 否0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時11分閉会を宣言した。

令和5年10月20日

議 長 中野 晃

議事録署名人

委 員 堀口 秀暁

委 員 小寺 智子

【審議記録書】

1 開 会

○司会 皆様、大変お待たせいたしました。時間前ですけれども、皆様、既におそろいですので、始めさせていただきたいと存じます。本日は大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます学事課副課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第1回同様、第2回につきましても、DX推進を図る県の方針として、原則ペーパーレスで進めさせていただきます。資料は、お手元のパソコンで確認いただくこととなります。既にファイルは開いた状態になってございます。御確認いただければと思います。御確認いただけましたでしょうか。ありがとうございます。もし操作方法など御不明な点がございましたら、挙手いただきましたら事務局で御案内をさせていただきます。

○司会 それでは、ただいまから令和5年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

本日の会議ですが、委員総数13名のうち9名の委員の皆様方に御出席いただいております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、中屋敷委員、石川委員、竹村委員、大野委員は、所用により欠席でございます。

2 会長挨拶

○司会 初めに、中野会長から御挨拶をいただきたいと思います。

○中野会長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は第2回の助成審議会ということで、前回、7月に第1回目をやりまして、それぞれの立場からいろいろな御意見を頂戴したところでございます。その後、事務局において配分の基本方針の案を作成して今回に至っております。これらについて御審議を賜りたいと考えております。

審議の公正、中立な運営を心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

まず、議事録署名委員についてでございますけれども、出席委員に順番でお願いしております。今回は堀口委員、それから小寺委員、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてでございます。委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。事前に事務局から連絡があったように、今年度から、会場での傍聴に加え、新たにオンラインによる傍聴を可能としております。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」と規定されております。

今回の会議については公開するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 分かりました。皆さんから同意いただいたので、そのように取り扱わせていただきます。

では、傍聴者の入室をお願いします。

○司会 本日の傍聴者は4名でございます。内訳は、会場が2名、オンラインが2名でございます。

なお、オンラインの映像や音声につきましては、会場の中央テーブルにございます360度カメラで拾っております。

御報告いたします。会場での傍聴者が1名追加となり、3名となりました。よって、本日の傍聴者は全体で5名でございます。

以上でございます。

〔傍聴者入室〕

4 報告・諮問事項（4件）

（1）令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

私立学校運営費補助（光熱費等高騰対策支援補助）について

（2）令和5年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和5年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（4）令和5年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 それでは、審議に入りたいと思います。

今回は報告事項と諮問事項がございます。諮問事項については、前回の会議での委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、事務局に「令和5年度運営費補助金配分の基本方針」案の整理をお願いしたところでございます。

報告事項と諮問事項について、あわせて事務局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○事務局 高等学校担当の浅井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、諮問事項を御説明させていただく前に、第1回審議会で委員から御質問がありました案件について説明をさせていただきます。

御質問は、「専修各種学校にかかるICTに関する補助金について、予算額を小中高と同レベルにすることはできないのか」という趣旨でございました。まず、専修各種学校と小中高等学校につきましては、前提となります学校数や生徒数といった数の面ですとか、予算規模といった面でも違いがございます。また、より専門的な分野を担う専修各種学校と小中高等学校とでは、学校の役割ですとか、その教育内容、必要な施設設備も異なっております。運営費補助金の配分の方法につきましては、委員の皆様にご議論、御検討いただいているところでございますけれども、このように学校の種類ごとに予算規模の差などがございまして、同レベルの補助とすることは難しいことを御理解いただきますようお願いいたします。

以上が第1回の御質問への回答でございます。

続きまして、光熱費等高騰対策支援補助について御報告を申し上げます。

お手元の資料の5ページの資料1を御覧ください。令和5年度埼玉県一般会計補正予算 私立学校運営費補助（光熱費等高騰対策支援補助）について、との表題になっておるのですが、こちらを御覧いただきまして、こちらは7月の第1回審議会で検討の視点として御説明いたしました光熱費等高騰対策支援補助金に係るものでございます。こちらの補助金につきましては、7月の本審議会で御説明させていただいたところですが、現在は交付に向けた手続を進めさせていただいております。

交付額につきましては、各学校で使用するエネルギーの種類に応じた補助単価に、定員内実員、こちらは各学校の定員を上限としました在学する生徒さんの数なのですけれども、こちらを乗じまして算出した金額を交付させていただくものでございます。積算の方法につきましては、昨年度の光熱費等高騰対策支援補助金と同様になってございます。6ページのほうに学種ごとの単価を載せてありますので、参考に御覧ください。

資料1につきましては以上でございます。

ここから諮問事項の説明をさせていただきます。初めに、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針（案）から御説明をいたします。

それでは、9ページを御覧ください。資料2の令和5年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）を御覧ください。

まず、1、配分の基本的な考え方ですが、今年度におきましても、基礎配分と政策誘導配分、それに特別補助の3つの配分枠を設けまして、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

基礎配分は、人件費や光熱費などの経常的経費に対して補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。

政策誘導配分は、教育条件の向上や特色ある教育の実施といった、県が進める施策について補助の項目を定め、それらを実施いただいた学校に対しての配分でございます。

特別補助は、国が設定した事業を実施した学校に対する補助や、県が臨時的に必要と判断した経費等を補助するものでございます。

ただいま御説明いたしました1、配分の基本的な考え方につきましては、この後、御説明いたします幼稚園、専修各種学校も共通の内容でございます。

1ページお進みください。次に、10ページ、資料2の2の基礎配分を御覧ください。(1)、高等学校と(2)、中学校、(3)、小学校でそれぞれ配分方法が異なります。高校につきましては、①の人件費や②の教育研究経費など、それぞれの項目に応じた前年度の決算額に対して補助率を乗じて算出する補助対象経費方式を採用しております。これは、各学校が取り組んでいらっしゃる少人数学級やグローバル教育などといった特色ある教育でございますとか、そうした教育に必要な環境整備に係る費用について、より経営の実態を反映して、メリハリある配分になるようにと採用されたものでございます。

これに対して、本県の私立小中学校は高校に併設されていることから、高校がその運営の主体になっております。例えば管理経費といった学校全体に係る経費などは、その決算が高校寄りになっているといった傾向がございます。このため小中学校の配分方式につきましては、生徒数割という、生徒1人当たりの補助単価に生徒数を乗じて算出する単価方式を採用しております。

1ページお進みいただきまして、11ページ、資料2の3、政策誘導配分を御覧ください。今年度は、このページの①から⑥と、次の12ページでございますけれども、⑦から⑩を合わせた10の配分項目で政策誘導を図ってまいりたいと考えております。変更点につきましては、後ほどまとめて御説明させていただきます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきまして、資料に記載のとおりでございますので、御覧ください。

さらに1枚ページお進みいただきまして、13ページ、こちら資料2の4、特別補助を御覧ください。こちらには、国が設定しました事業を実施した学校に対する補助ということで、教育改革推進特別経費を設けております。

続きまして、14ページを御覧ください。資料3の令和5年度私立学校(小・中・高等学校)運営費補助金配分の基本方針(案)の変更点を御覧ください。ここから令和5年度の変更点について御説明させていただきます。

まず、1、各配分項目の変更点の(1)、基礎配分の①、高等学校でございます。こちらの項目では、県内私立高校の前年度決算額に基づき生徒1人当たり平均額を算定して、基準額として定めています。このうち、②の教育研究経費で平均額の伸びなどがございましたことから改正を行ってお

ります。なお、中段の②中学校、下段の③小学校の基礎配分につきましては変更点はございません。

1枚ページお進みいただきまして、15ページ、資料3の(2)、政策誘導配分を御覧ください。こちらの①、生徒納付金水準補正に改正がございますけれども、これは後ほど御説明させていただきます。

さらに1枚ページお進みいただきまして、16ページを御覧ください。こちら⑦、ICT活用教育推進加算に改正がございますので、後ほど御説明させていただきます。

次に、⑩、新型コロナウイルス感染症対策特別配分を御覧ください。こちらは、新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴いまして、臨時的経費への配分項目として特別補助のほうに記載がございましたけれども、各学校での取組の内容がそれぞれございますので、配分にメリハリをつけさせていただき意味合いで、政策誘導配分へと配分項目を移動したものでございます。なお、配分の要件や内容につきましては、昨年度と変更はございません。

さらに1枚ページお進みいただきまして、資料3の(3)、特別補助を御覧ください。こちらは教育改革推進特別経費でございますけれども、国の特別経費分の補助単価が増額されたことに伴いまして、特別補助において連動させる形で単価を増額するものでございます。

さらに1枚ページお進みください。18ページの資料3の2、主な変更点でございます。こちらは7月の本審議会におきまして配分の基本方針に係る検討の視点として御説明いたしましたものを、今年度の配分基準の案として具体化させていただいたものでございます。

初めに、1つ目の丸、政策誘導配分、生徒納付金水準補正の見直し(中学校・高等学校)についてでございます。初めに、現状と課題でございますが、この政策誘導配分には、生徒保護者の方の経済的負担の軽減を目的として、生徒納付金の過度な上昇を抑制するという役割がございます。一方で、教員の給与改善やICT教育の推進、グローバル人材の育成への取組など、学校の負担は今後も増えていくことが見込まれております。こうした状況で、過度な納付金の抑制は学校の経営を圧迫し、相対的な教育水準の低下を招くおそれがありますことから、教育条件や経営の健全性を維持するための見直しが必要であると考えました。

次に、変更案でございます。こちらの説明につきましては別に資料を御用意いたしました。お手数なのですけれども、もう1ページ進んでいただきまして、19ページを御覧ください。こちらの変更案につきましては、水準補正の要件を緩和するために納付金平均額を改定いたしまして、平成27年度以降、県内私立学校の納付金平均額上昇幅に相当する1万円を増額したいと考えております。

改正のイメージをつかみやすくしていただくために下に図を用意させていただきました。左側が改正前、右側が改正後という形にさせていただいております。仮に、ある学校の納付金が79万円という学校があったとします。左側の図を御覧いただきたいと思っております。こちら、改正前の図となりますけれども、緑色の枠で示しているとおおり、79万円の納付金の場合、76万以上81万円未満の行に該当いたします。すると、この補正による増額、減額の単価は黄色の枠の中、三角4万円になるこ

とが御覧いただけると思います。これはマイナス4万円ということなのですが、こちらが改正前の状態で、学校が納付金を仮に2万円値上げした、そういった場合は79万円プラス2万円で81万円という納付金になるのですが、そうしますと減額の単価は、先ほどの三角4万円、マイナス4万円から、1段下の行になりまして、三角5万5千円、マイナス5万円5千円に変更となります。そうしますと、この値上げによって減額の単価が納付金値上げ前に比べて1万5千円大きくなって、マイナス側に増えることとなります。そうしますと、値上げによる2万円のほとんどは補助金の減額によって相殺されてしまうということとなります。

それが、今回の改正でどうなるかという御説明になりますが、右側の図を御覧ください。右側の納付金平均額の欄、この場合ですと赤枠の中がそうなのですが、改正しますと、先ほど緑色の枠で囲ませていただいた部分なのですが、金額の行は77万円以上82万円未満というふうになります。そうなることで、先ほど、仮にということでお話しした納付金81万円に値上げの後、水準補正の単価というのは、そのまま三角4万円、黄色で囲まれた枠の中のマイナス4万円のまま、据え置かれるということとなります。

こちら、今回の改正の目的といたしましては、学校が生徒保護者の方からいただく納付金をやむを得ず値上げするに至った場合でも、運営費補助金の減額が大きくなるように緩和するというものでございます。もともと生徒保護者の経済的な負担の軽減に努めてまいりました県といたしましては、値上げを促進しようとするものではございませんけれども、教育水準の維持向上ですとか、学校経営の安定化に必要なものと考えたため、今回の御提案をさせていただいております。

今度は、また1ページお戻りいただきまして18ページ、御覧ください。資料3の2、主な変更点、2つ目の丸、政策誘導配分、ICT活用教育推進加算の加算上限額を増額することについてでございます。

まず、現状と課題でございますが、オンライン授業などICT整備の重要度が高まり、国においても教育振興基本計画に基づいてICT教育をさらに推進しているところでございます。こうした情勢の中、各学校においてもそういった教育環境の整備を推進していただいているところでございますけれども、必要な初期投資や維持管理のコストは年々増大しております。

次に、変更案でございますが、私立学校における特色あるICT教育推進に必要な設備投資でございますとか、ICT支援員の配置等に係る経費を対象といたしまして、加算上限額を150万円から300万円に増額させていただければと思います。

説明は以上でございますけれども、参考資料として32ページ以降に配分基準の新旧対照表を入れさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の西野と申します。私からは、続きまして幼稚園の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明させていただきます。大変恐縮ですが、着席にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料4、令和5年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）を御覧いただきたいと存じます。

まず、20ページの1、配分の基本的な考え方でございますが、こちらにつきましては高等学校と同様のため、説明を省略させていただきます。

21ページを御覧ください。具体的な配分項目でございますが、2の基礎配分では、昨年度と同様に園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数等を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

3の政策誘導配分ですが、①から次の22ページの中段にある⑧までの8項目及び一番下の⑫、新型コロナウイルス感染症対策加算は加算により、⑨から⑪までの3項目は減算により政策誘導を図るものです。

1ページをお進みいただいて、23ページを御覧ください。資料5、令和5年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点を御覧いただきたいと存じます。1の各配分項目の変更点について御説明申し上げます。（1）、基礎配分のうち、①及び②につきましては一部見直しがあります。こちらにつきましては、後ほど、2、主な変更点で改めて御説明させていただきます。

次に、（2）、政策誘導配分を御説明申し上げます。1ページお進みいただき24ページを御覧ください。③、園児納付金抑制加算でございますが、こちちは園児納付金の県平均額を基準額として、この額以下の幼稚園に対して加算を行うものでございます。令和5年度の平均額を確認したところ変更がございましたので、基準額の見直しを行うこととし、納付金額36万7千円以下の幼稚園に対して加算をいたします。

政策誘導配分につきましては、次の25ページの項目も併せて、③以外の配分項目については前年度と同様といたします。

ページをお進みいただき、26ページを御覧ください。2の主な変更点を御説明申し上げます。主な変更点は、基礎配分のうち園児数割及び園割の補助単価を増額するものでございます。

現状と課題でございますが、現在、物価高騰の影響や人件費の増加などにより、幼稚園の経常的経費の増大が続いております。これらは教育環境の悪化につながる恐れがございます。また、園務改善のためのシステムについては、県内私立幼稚園の約8割で導入されているところですが、この利用料などランニングコストについては、同様のシステムであれば園の規模にかかわらず一定の費用が発生するものが多くなっております。

変更案でございますが、令和5年度予算の園児1人当たり単価の増額を踏まえ、基礎配分のうち園児の人数で配分額が決まる園児数割については園児1人当たり補助単価を500円増額し、5万500円に、全ての幼稚園に定額を配分する園割については1園当たり補助単価を30万円増額し、480万円としたいものです。

幼稚園の説明については以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

す。

○事務局 専修各種学校担当の相澤でございます。

続きまして、私のほうから、専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針（案）についての説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の資料でございますけれども、27ページ、資料6を御覧ください。こちらの1、配分の基本的な考え方でございますが、こちらにつきましては、さきに他の学種で御説明させていただきました内容と同一となっております。

次に、1ページお進みいただきまして、28ページを御覧ください。2、基礎配分でございますが、①、生徒数割、②、教職員数割ということで、2種類ございます。こちらにつきましては、予算に基づき設定されました生徒数割及び教職員数割の配分単価に、生徒数または教職員数を乗じて配分するものでございます。

続きまして、3、政策誘導配分につきましては、28ページに記載の①から⑤の5つの指標に基づき加算配分をして政策誘導を図るものでございます。

各項目の名称及び配分の趣旨につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、1ページお進みいただきまして、29ページをお開きください。資料7、令和5年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点を御覧ください。

まず、1、各配分項目の変更点についてですが、(1)、基礎配分については、生徒数割及び教職員数割の補助単価を増額いたします。

続きまして、(2)、政策誘導配分につきましては、②の保健安全対策・教育環境整備加算に係る補助対象経費の一部見直しを行います。こちらの見直し内容につきましては、ページが飛びまして、31ページ、2の主な変更点を御覧ください。

まず、現状と課題でございますが、専修・各種学校では、様々な分野・課程が設置されているなど、学校ごとに独自の特色ある教育を進められておまして、ICT環境の整備につきましても学校の方針に委ねる部分が大きく、他学種に比べて導入状況にばらつきがございます。一方で、近年でございますけれども、社会全体でDX推進に向けた環境整備が加速しており、教育分野においてもデジタル技術の活用やデジタルインフラの構築を進め、新たな価値を生み出す変革が求められています。当然、専修・各種学校においても対応が必要となっております。

また、新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴いまして、季節性インフルエンザと同等の取扱いとなっていることから、本加算項目における補助対象経費がございました「新型コロナウイルス感染症対策」は見直しを図る必要がございました。

以上の状況を踏まえまして、変更案でございますけれども、政策誘導配分のうち、②の保健安全対策・教育環境整備加算につきましては、DX推進を図ることを目的に、補助対象経費、新型コロナウイルス感染症対策を見直しまして、ICT導入による教育環境整備に振替を行うものでござい

ます。

説明は以上でございますけれども、参考資料といたしまして、51ページ以降、配分基準の新旧対照表がございますので、こちらを御参照いただければと存じます。

以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中野会長 ありがとうございます。

高等学校、小中、幼稚園、専修・各種学校の説明をいただいたわけですが、この件について、御意見、御質問等がありましたら発言をお願いします。

委員。

○委員 2点ございまして、まず1点目は、今、最後に御説明いただきました専修・各種学校の変更案というのが31ページ、最後の行なのですが、要するにこれは新型コロナウイルス感染症対策のほうはやめにして、ICT導入のほうに予算をつぎ込んでしまう、こういうお話になりますか。

○事務局 そうです。

○委員 そうすると、専修・各種学校につきましては、新型コロナウイルス感染症対策についてはゼロということ。それが1つで、もう一点よろしいですか。

○中野会長 はい。

○委員 それと、これはどのというあれではないのですが、先ほど、いくらまでが補助金と、あの表が出てくると、私の今までの経験ですと、要するに生徒が負担する授業料が1万円ぐらいアップしても補助金が変わらないというあの表なのかなと。もし勘違いしていたら申し訳ないのですが、それが高校、中学、小学校、あと幼稚園、これ何か該当するものがあつたのでしょうか。ちょっと私が今理解できてなくて申し訳ないですが、すみません。金額のあれが違ってくるといふ、1万円ぐらい生徒が納付しなければいけない金額を上げることができることになるのか。ちょっとその辺、理解できていないので、教えていただきたいです。

○中野会長 委員から2点ほど質問がありました。お答えをお願いします。

○事務局 専修・各種学校担当から御説明をさせていただきます。

今回の各見直しによりまして、もともとの新型コロナウイルス感染症対策経費を見直しまして、ICT導入に係る経費の補助行わせていただきます。ただ、今回の経費の見直しによりまして、今まで見ていた経費を全く見ないということではございません。例えば、従来見ていたマスクですとか、消毒液ですとか、そういった消耗品につきましては補助対象経費から除外されることにはなっていますが、今まで見ていた、遠隔授業等の実施のための設備費用ですとか、そういったものは、今度のICT導入等に係る経費の中でも引き続き補助対象経費として見ていくというものでございます。

また、全体的なところとしてなのですけれども、専修・各種学校につきましては、ICT導入の実施状況、これについて校務支援システムですとか、園務の改善システムなど、他の学種で先行し

ているものと比べて多少ばらつきがあったというところもございましたので、ICT導入につきましては、特に進めていきたいポイントであると考えておりました。そういったことから、専修・各種学校の中で議決いただいている予算を集中的にこちらのICT導入に配分していきたいという趣旨から見直しを図りたいものでございます。

○会長 では、一つそれで、もう一点についてお答えをお願いします。

○事務局 2点目の御質問に関しまして、今回、私のほうで御説明させていただいたのは、中学校と高等学校に関連する生徒納付金水準補正という誘導配分についてでございます。今回の改正によって、先ほど委員から御質問があったとおり、1万円を学校が値上げをしたとしても、その場合に県から学校に交付される運営費補助金が減額されることはない、そういう改正になります。

○委員 それは高校だけということよろしいですか。

○事務局 中学校と高等学校。

○中野会長 幼稚園と専修・各種学校は関係ない。

○事務局 今、私の説明は中学校、高校です。ですので、幼稚園とか専修・各種学校は関係ないです。

○中野会長 1点目は納得ですか。

○委員 1点目は、結局、新型コロナウイルス感染症対策は、ほかの学種の場合は、引き続き続けると私は今理解したのですけれども、それで間違いないですか。ほかの学種の方にお聞きしたいのですが。

○事務局 はい、間違いありません。

○委員 それはもう、予算規模が違うからと思わざるを得ないということですね。

○事務局 そうです。ICTのほうに集中的に配分をしたいということです。

○委員 分かりました。

○中野会長 委員。

○委員 2点ありまして、1点は、今、委員から質問のあった生徒納付金水準補正についての共通理解というか、それを当事者からの状況報告も含めてということになりますが、どうしても私立学校というのは、学校運営をしていくのに生徒からいただく生徒納付金と、あと運営費補助金と、あとは寄附金、その3つで学校運営していかなければならないのですが、全国的に言うと、恐らく今、高校の例えば運営費、学校を運営していくことに係るお金というのはどんどん、どんどんやっぱり物価高もありますし、あと教育がすごく専門化されてきているところであるとか、どんどん高額になってきています。当然経費がたくさんかかるということになっていて、埼玉県の行政の方々もすごく御努力いただいて、運営費補助金を少しでも、というようなところではあるのですが、残念ながら運営費補助金が生徒1人当たりで換算すると全国で一番びりというところで、非常に厳しい状況にあることは確かです。その代わりに、生徒保護者への直接補助というのが比較的厚いというようなバランスになっているのですが、当然学校が運営していくに当たっては、学校を回していくため

の経費というのが色んなところで上がってくることをどうにか対応していかなければいけない。運営費補助金であると、また政策誘導とかいろんな施策に対してお金も出していただけるのですが、どうしてもやっぱりICT化もどんどん進む中で、やっぱり校納金に関しても、ある程度考えていかなないと、学校が長期的に見たときに回していけないというような状況があり、恐らく校納金で言うと、全国の平均の高校の校納金は恐らく毎年2%ぐらい上がっていませんか。それはちょっと確かなデータではありませんけれども、少なくとも1%から2%上がっていると思います。

埼玉県の場合には、実はこの政策誘導配分ということで、水準補正というのがむちゃくちゃ実は各学校に効いていまして、平成27年からと今を比べても1%か何かですか。その部分でも、本当に各学校が努力して授業料を一生懸命抑えて、抑えてということをやってきたのですが、途中、消費税も上がり、いろいろどうも出費が増える中で、もともとこの会で、私のほうからこれどうにか見直してくれという話をさせていただいたところから始まったところだと思いますが、何とか、せめて生徒1人当たり1万円まではというところで、このような形で案を出していただきまして、ある意味、大変感謝しています。

ただ、一方で、ちょっとこの水準補正の額、この授業料だけに見たときに、授業料を抑える、抑えるという施策が確かに一般の方々にとって、消費者にとってはすごくいい制度のようなのですが、でも、ICTやグローバル教育など、質の高い教育を求められている方というのもいっぱいいることも一方で確かで、本当はそれに応えるような教育というのがすごくしにくい制度になっているということも確かです。

例えばなのですが、埼玉県、校納金は相当安いですが、全国的に見ると。例えば今、大阪が今回、キャップ制が結構話題になっていますが、私立学校、生徒校納金が63万円まで行政が全額出しますという制度を出しました。かなり、これはこれで無理があるのですけれども、でもこの63万円、授業料63万円と言っていますが、あれは入学金を除いた額なのです。入学金を除いた校納金で、この表でいうところの計算でいくと70万円程度は行くと思います。だから、要するに授業料70万円まで、校納金が70万円までの学校に関して、授業料は行政が全部出しますというのが大阪なのです。今度の制度で。それから見ると、実は埼玉県はその額で校納金を設定すると補助金減らされるという制度なのです、実は。これは、今回、この制度についてはすごく前進だと思っています。ただ、その先の問題としては、それはちょっと課題として共有しておかないと、埼玉県の私学の教育は、逆に立ち遅れてくる状況が心配されるというのが本音で、そもそも授業料抑制という方針というのを本当に、まずこの方針自体が本当に正しいかどうかというところをぜひまた、これは今後に向けてお考えいただきたいというふうに思っています。

ただ、もちろんその分、授業料を上げずに、それこそ運営費補助金なんかがしっかりと、ある程度の額もらえるようになれば、もちろんそれは、こちらの額を抑えた状態で当然運営できるということですので、ただ、校納金一つ見てもそういう問題があるというところは御理解いただいた上で、

ただ、今回、こういうような形にさせていただいたことは、本当に一つ大きな前進で、御理解いただいたというふうにまず捉えています。それが1点です。

2点目は、ちょっと質問です。電話でもお話ししたのですが、グローバルな人材の育成を支援する配分。この資料でいうと、例えば36ページの中学校におけるグローバルな人材の育成の支援と、高校のほうは41ページの(6)の2か所にグローバル人材育成というところで予算が出ているのですが、ちょっとそれに絡んだ話で、国がJETプログラムというのを行っています。JETプログラムは、要するに海外の方のネイティブの教員を採用して、私学に関しても、それについてはJETプログラムの教員を採用したときには、ちょっと私が文部科学省から受けた説明では、1人当たり上限300万の補助を出すと。ただ、私学の場合には、それは県に出し、各都道府県に出すと。特別補助という形で出して、それを教員1人当たりには上限301万ですか、602万の0.5倍というふうに聞いていますので、という形で出すという話を聞いていて、例えば一つの学校が3人のJETの教員を使った場合には、要するに900万というような補助で、かなり特定の形で出すという制度を、だからぜひ使ってくれという話を実はこの間、全国の私学の関係者が集まったときに文部科学省から言われたのです。ただ、それというのは、最終的には県のほうから特別交付税措置の形で、県のほうに出して、県を介して来るので、その部分で、例えば県のほうからもJETプログラムの照会みたいな、文科省からの文書は来るのですが、実際、学校のほうはネイティブ教員を使おうとすると、あまり埼玉県私学はJETを使っていないです。なぜか、別に予算的にそれがプラスになるというのがどこにも保障されていないからだと思います。だから、我々も派遣会社をお願いしたり、直接探したりという採用をするのですが、例えばここで、高校のほうで41ページの(6)のグローバル人材育成で、例えばここで加算措置としてくるのが、⑤で外国人教職員の採用に関しては加算上限額200万円となっているのですが、例えばわざわざJET使っても、この200万円という上限があるのだったら、直接採用とかそういった方法を選ぶのですが、国はJETを使ってくれという話になっていて、JETを使ったときには国から300万円のお金が大体出る仕組みなのではないかなと思われるのですが、そこのところはちょっと国のおっしゃっていることと、この助成金のグローバルのこれとか、非常に矛盾を感じていまして、だから、実際に県ごとにその私学がJETをよく使っている県というのは、割とそれが制度に落ちていてというような話もちょっと聞いているのです。東京なんかはJETをすごく推進して、私学にも使わせるという政策を取っているのです、その辺のところの考え方を教えていただけたらと思っております。

○中野会長 お答えできますか。

○事務局 もともとJETプログラムは、自治体国際化協会が実施されている事業だと思いますが、それに関して、文部科学省のほうでは補助制度はないと伺っております。制度としては、先ほど委員からお話のありました特別交付税の措置が行われるということで、ただ、総務省のほうに確認したところ、そのようなお話がございました。

県としましては、平成29年にグローバル人材育成加算補助に関しては、少し政策誘導配分を変更して現在に至るところでございますけれども、今お話しございましたように、現状は、まず外国人の先生を雇用していただいた場合には、34%、おおよそ3分の1の基礎配分にプラス、このグローバル人材育成ということで、200万円を各校上限といたしまして加算補助を実施しているという形になっております。

最近、やはり今お話があったようにネイティブの先生を雇用されていらっしゃるのです。非常にグローバル人材というのは育成に力を入れられている分野かなというふうに思いますので、その辺の実際のかさ上げの仕方ですとか、補助の仕組みにつきましては、改めて検討させていただければと思うところではあるのですが。

○中野会長 政策誘導に絡む話なので、今回すぐではなくても、今後に向けてだから。

○事務局 ちょっと研究させていただいて。

○中野会長 よく調べていただいて、ほかの学校にも波及することですから、こういう制度がありますよ、うまく使えばこういうことができますよというのは参考情報として学校に提供するというのはできますか。

○事務局 はい。いろいろとやり方等はあると思いますので、情報収集させていただきながら、どういう形で応えられるかは検討させていただきたいなというふうに思います。

○中野会長 どうぞ。

○委員 今まで私立学校に、JETを使ったことは私自身もないのですが、例えば自分の学校の場合、外国人講師は6人採用しています。6人の採用のうち、先ほどこれで外国人講師を採用していることに対して、今、誘導配分という話だったのですけれども、例えばそのうち3人がもしJETで使えたら、変な話、これが国が出している金額どおりもらえるのだったら、そこで契約、その補填できるという形になるのです。今、そういう対応というのは、国は明確に都道府県に特別交付税措置をその金額を出しますというのは、もう文書化して各私学に出しているのですけれども、それへの対応というのは、今の県の制度の中ではできないということですか。

○事務局 やっていないという。そういう形での仕組みはつくっていないというのが正しい言い方だと思います。

○委員 なるほど。うちがJETの教員を3人取っても、国から県には900万行っても、学校には200万しか来ないということですね。

○事務局 特別交付税という形になりますので、正直、そこら辺の交付税の仕組みの細かい話になってしまうので、また、もしあれでしたら後ほど説明させていただきますけれども、形として算定方法と実際の補助という形はリンクしていない形になっています。

○中野会長 1対1ではないので、特別交付税なので、雪が多かったりすると雪の多いところへいっぱい持っていかれてしまうわけです。埼玉県の配分がなくなってしまう。少なくなる。そういうこ

となので、特別交付税という形ではなかなかリンクは、制度はあるのですけれども、本当にぴったり来るかということとは言えないということですよね。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員 色はついていないからということですよね。

○中野会長 項目はあるけれども。

○委員 一つの問題提起として、そのときの御説明によると、要するにその県の制度はJETに対応している県もあって、やっぱり多くのJETの教員を採用しているけれども、埼玉県なんかの場合は明らかにJETの数が少ないという話もお聞きました。つまり、その制度はうまく使えていないという状況なのだなというふうに理解していますので、取りあえず分かりました。

○事務局 いろいろ情報収集させていただきながら、また検討させていただければと思います。

○中野会長 よろしくをお願いします。そのほかいかがですか。委員、どうぞ。

○委員 すみません。私、ちょっと確認という意味で質問なのですけれども、19ページの生徒納付金水準補正の見直しなのですが、見直しの納付金平均額を1万円スライドしたということだと思っておりますけれども、変更の案の2つ目のぼつのところに、平成27年度以降の上昇幅に相当する1万円という記載があるのですけれども、昨今、価格の高騰を受けて、各産業に対して価格転嫁をということと呼びかけていると思うのですが、そういったことからして、2.33というものの妥当性というのがどのように図られているのかなというのは、もちろん抑制方針というのが多分根底にあるのかもしれないのですが、ちょっと全体に呼びかけていることと今回のものというのが整合性はどのように図られているのかなという、妥当性はどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのをお聞きしたいと思います。

○中野会長 お答えをお願いします。

○事務局 今、委員から御質問のございました件ですが、もともとこの納付金水準補正は、もう既に10年近く改正が行われていなかった水準補正ということもございまして、今回改正に当たりましては、直近のところまでの、今まで納付金の上昇幅に合わせた形でということで改正させていただいております。ですので、過去の上昇に合わせた形ということで水準を取らせていただいております。

○中野会長 どうぞ。

○事務局 おっしゃるとおりでございまして、昨今の物価上昇に関して価格転嫁を県が呼びかけているところがございます。それもあって、先ほどの報告事項で冒頭に説明させていただきました燃料費の高騰等に対しても、補助というのは別建てで、県議会の皆様に議決をいただきながら用意をさせていただいた上で、プラスして今回、10年近く変わってなかったこちらのほうも緩和をさせていただくということで、そういう意味では価格転嫁しやすい形の制度に今回変更をお願いさせていただいているという状況でございます。

○中野会長 よろしいですか。

当審議会の役割として、令和5年度予算というのは昨年の秋口から予算要求が始まって、それでいろんな団体の要望とか、政党要望とか、いろいろ受けながらやっているわけです。予算原案を知事サイドでつくって、それを県議会に出して、それで県議会がオーケーしたものが令和5年度予算、今回の形になっているのです。だから、大枠は県議会で承認されているし、なかなかいじりづらいところなのですが、それをこういった場で皆さんに聞いていただきながら、こういう案件で整理していますよということを審議会としてやっているということには意味があると思うのです。若干制約が働いているということはありませんので、学事課もいろんな情報を入れながらやっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、ほかに。委員。

○委員 何かくどくて申し訳ないのですが、やっぱり19ページなのです。19ページで、1万円は保護者というか、生徒が授業料アップ1万円いいですよということになるだろうと思われるのですが、この審議会では課題ではないですけれども、父母軽減事業というのが、いつも報告事項でお聞きしているのですけれども、それとの兼ね合いで、そこも見直しがあったのかどうかを、つまり本来はセットであるべきではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょうという質問で、もしそれがパラレルに、そっちが今までと水準変わらないけれども、納付金のほうが1万円上がるかもしれないという話だとすると、そこはやっぱり連動して政策的にやっていただきたいなという、すみません、意見まで言ってしまったのですが、質問と意見です。質問からお願ひしたいのです。

○中野会長 では、父母負担との関係でお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。そもそもすみません。もう一度この19ページの話を整理して進めさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、1万円増額するという説明させていただいていますが、ダイレクトにその納付金が1万円上がるというものではございませんで、学校側が納付金というのは御自身で設定していただけるものなのです。いわゆる授業料でございますので、です、学校がいろいろな状況を勘案して、例えば今年度の授業料はいくらにしようというふうに決めるときに、今までの現行制度ですと、少し過剰と言ったらあれですけれども、大きめの抑制措置がかかるので、学校側が授業料を上げにくいという課題を御提案いただいたところでございます。今回1万円上げるのは、19ページの資料のところの赤い枠の刻み方が1万円ずれるというふうにお考えいただければと思います。なので、先ほど説明申し上げましたとおり、79万円という、もし設定をした学校があったとします。それは、この1万円上げるのは必ずしも80万円になるのではなく、1万円、列をずらしたことによって、御説明しましたけれども、例えば改正前に2万円を上げようとしているところも、現行だと2万円上げられないのですけれども、改正後だと2万円上げても運営費は下がらないということから、2万円上げようという決断をしやすくなっている。そういう制度改正になっております。

○委員 その点については、もう3年やっているもので、理解していたつもりです。上げやすくなるということが、先ほど委員がおっしゃられたとおり、今、諸物価が高騰していますし、また人件費もどんどん上げなければいけないから、そうすると上げざるを得ないのではないかなというふうなのがまずスタンスです。そうすると、それは、だから父母というか、結局は生徒、父母が負担していますので、そちらに対する見返りと言うと変ですけれども、いつもこの本審議会では議論の対象ではないのですが、父母負担軽減事業のほうの何か改正とか、見直しとか、父母にとって有利になるようなことがあったのか、なかったのか、お聞きしたかったのです。

○中野会長 お願いします。

○事務局 父母負担軽減事業につきましては、所得によって多少違いがあるのですけれども、ざっくり申し上げて、県内の学校と授業料平均額とされるもの、委員がもしかしたら、あれかもしれませんが、授業料の平均額とされる金額までは全て県のほうで、ある一定の所得層までは補助金を出しますよという制度になっています。したがって、今回、この19ページの改正によりまして、学校側のほうが授業料も上げてきます。1校だけではなく、2校、3校、4校、分かりませんが、上げていきますと、当然その平均額が上がってまいりますので、その部分につきましては、一応またこれは財政との協議になるので、必ずそうだと申し上げられませんが、一応考え方のスキームとしては、そこの枠は県のほうで実質無償化という形を取らせていただくという形になりますので、その負担のほうで改めて改正という形は取らなくても、このスキームが続くという仮定、前提であれば、そこの部分はリンクして、保護者は負担が増えない形にはなるはずでございます。

○委員 大変よく分かりました。ありがとうございます。

○中野会長 委員、どうぞ。

○委員 同じく19ページの質問なのですけれども、令和5年度の予算ということなので、今年度、この表を起用するという、改めて確認をして、追加的に何か新しい方式で計算するということによりでしょうか。

○事務局 今年度ですので、今年度の設定されている授業料が適用される形になります。ただ、逆に言うと、来年度以降、またその授業料の設定をこの改正された表に従って御判断されるような形になります。

○委員 本年度の場合ですと、既にこの表を見ると変わっているもので、そのことによって、今の授業料でどのくらいのところが具体的に、何か幅がありますので、全てのところが対象と思いませんけれども、どの程度のところに該当する金額なのでしょう。変化が起こるのはどのくらいのところ。

○事務局 昨年度、納付金のベースでちょっとお話をさせていただきますと、試算していた段階では、およそ10校、額にして2億円ほど配分額が変わる可能性があるというものでございました。

○委員 来年度もこの表が変わることによって、来年度、額が恐らく、先ほどから出ているように物価が上がっているということもありますので、それぞれ学校で検討されると思いますので、その辺

は変化の様子をまた御報告いただければと思います。

○中野会長 そのほかにございますか。

特になければそろそろ審議事項を打ち切りたいと思いますけれども、諮問事項については一括して議決を行いたいと思います。

令和5年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきましては、小中高、幼稚園並びに専修学校及び各種学校のいずれにつきましても、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 ありがとうございます。

それでは、令和5年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきましては、それぞれ原案を適当と認めることで決定されました。

以上で議事は終了でございますが、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

恐れ入りますが、傍聴者の方はこれにて御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退室〕

○中野会長 それでは、これで進行の任務を解かせていただきます。ありがとうございました。

5 閉 会

○司会 ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、御多忙な中、2度にわたり大変貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

御審議いただきました基本方針を踏まえ、速やかに配分基準を学校法人に伝え、補助目的に沿った学校運営を促してまいりますとともに、適正かつ効率的な予算の執行を図ってまいります。

以上で本審議会の全ての日程が終了いたしました。

皆様方には、引き続き県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(1時間11分)